

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

新幹線における保線業務及び組織の見直しに関する申し入れ

2023年6月7日、会社より「新幹線における保線業務及び組織の見直しについて」の提案を受けました。目的は「ポストコロナの経営環境においても新幹線の安全安定輸送は極めて重要であり、環境変化に柔軟に対応し生産性及び働きがいの向上を図ることの必要性がある。そのために、新幹線の取り巻く環境と方向性を背景に検査体系の変更（業務の見直し）及びメンテナンス体制を変更する（組織の見直し）」という内容です。具体的には「新幹線線路設備モニタリング車の導入及び新たな検査体系、新幹線車両センター内で移管している業務の拡大を行う。メンテナンスグループと企画安全グループの設置、新幹線保線設備技術センターへの改組及び青森新幹線保線技術センターの設置と派出の配置見直しを行う」と示されています。

J T S U - E 申第 3 号「新幹線における保全業務及び組織の見直しに関する説明申し入れ」の交渉を行い、今施策の保線業務及び組織の見直しでは要員削減を行わないことや新幹線線路設備モニタリング車の運用方法、技術継承や教育の在り方、パートナー会社への業務移管について議論を行い、共通認識を図ってきました。しかしながら、職場では、施策に対する質問や不安を述べているにもかかわらず、いずれも検討中や継続議論として解決に至らないまま課題が放置された状況が現在も続いています。

新幹線設備や作業員に関係する重大事故や事象が後を絶たず、新幹線の専門性や特殊性は今まで以上に必要とされています。新技術が次々と導入され、社会環境も大きく変化している中において、生産性と働きがいの向上を求めつつ、将来にわたり新幹線を安全で質の高い輸送サービスを構築していくことが求められています。そのためには、新幹線技術に精通した人材育成と現場力を創造することなくして実現は出来ません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 新幹線における保線業務の見直しにおいては、異常時対応能力が低下しない体制を構築すること。

2. 新幹線線路設備モニタリング車が走行できない区間の検査及び本線の各種検査で明記されていない検査項目を具体的に明らかにすること。なお、これら検査を実施する際には、直轄及びパートナー会社が行えるように体制を構築すること。また、SMART-R、SMART-Gを個別で運用する場合は、検査時期を重複しない運用とすること。
3. 本施策を円滑に遂行するため、一気通貫の計画業務の教育を十全に実施すること。
4. 諸設備点検の対象設備を明確にし、点検漏れを発生させないこと。
5. レール検査（損傷）【臨時】をJR直轄で行えるよう、要員の確保や教育体制を構築すること。
6. フレックスタイム適用外の夜間作業回数の上限を計画段階で7回／月とすること。また、連続夜間作業回数の上限は2回とすること。
7. 企画（安全・教育）、勤務作成、備品や材料関係の決裁権等の業務の運用を派出においても実施できるよう体制を構築すること。

以 上